

2023年5月29日 全11頁

「次元の異なる少子化対策」実現への道筋

まずは政策効果が大きい両立支援策の実施を

金融調査部	主任研究員	是枝 俊悟
経済調査部	シニアエコノミスト	佐藤 光
	研究員	和田 恵
	研究員	石川 清香

[要約]

- 2023年3月末に政府が取りまとめた異次元の少子化対策の「たたき台」に掲げられた施策を全て合わせると6兆円程度の予算規模となる。これらを全て実施した場合の出生率上昇効果を試算したところ、0.35~0.49程度上昇する可能性がある。
- 両立支援・働き方関連施策の費用対効果は特に大きく、女性就業の「L字カーブ」解消に至れば出生率は0.24上昇する見込み。両立支援・働き方関連施策および、保育・幼児教育については所要財源あたりの出生率上昇効果が大きく、かつ、既存の社会保険制度からの財源調達が可能であることから、早急に実施すべきだ。
- 一方、児童手当の拡充は費用対効果が小さい。特に、児童手当の多子加算を実施する場合は巨額の財源を要することから、消費税率の引き上げは避けて通れず、丁寧に社会的合意を形成する必要がある。

[目次]

- 1 「たたき台」のうち両立支援・働き方施策が出生率に大きく寄与..... 2
- 2 現物給付と現金給付の費用対効果と有効な政策..... 5
- 3 財源確保は2段階で実施を..... 7

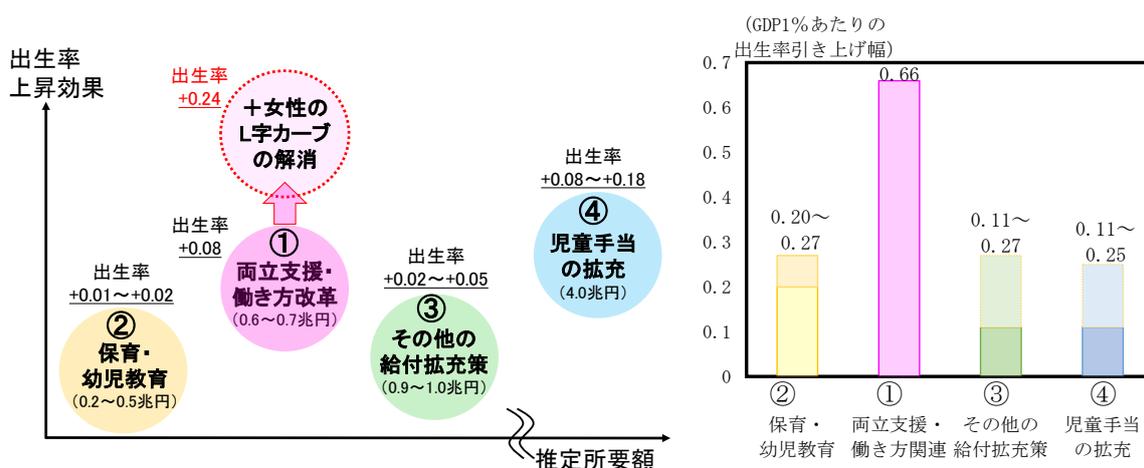
1 「たたき台」のうち両立支援・働き方施策が出生率に大きく寄与

「たたき台」施策を全て実施すれば出生率は最大 0.49 上昇する可能性

小倉将信こども政策担当大臣は、2023年3月31日に、岸田文雄首相が1月の施政方針演説で表明した「次元の異なる少子化対策」の「たたき台」を取りまとめた¹。政府は、この「たたき台」を踏まえ、全世代型社会保障構築本部の下に岸田首相自身を議長とした「こども未来戦略会議」を設置し、6月に策定する「骨太の方針」までに、必要な政策強化の内容、予算、財源についてさらに詳細を詰めるとしている。

「たたき台」に掲げられた施策は、①両立支援・働き方関連、②保育・幼児教育、④児童手当の拡充、③その他の給付拡充策、の大きく4種類に分類される（後述する費用対効果が大きいと見込まれる順に①～④の番号を付けている）。これらを全て実施するためには、6兆円程度の財源が必要となり、当社が試算したこれらを全て実施した場合の合計特殊出生率（TFR）の上昇効果は、女性の「L字カーブ」の解消が達成されるとの仮定では最大で0.49となった（**図表1**）。

図表1：「たたき台」施策実施による出生率上昇効果の試算結果（左）と費用対効果（右）



(注) 想定した施策・所要額の一覧等の詳細は**図表6**を参照。

(出所) 各種資料をもとに大和総研作成

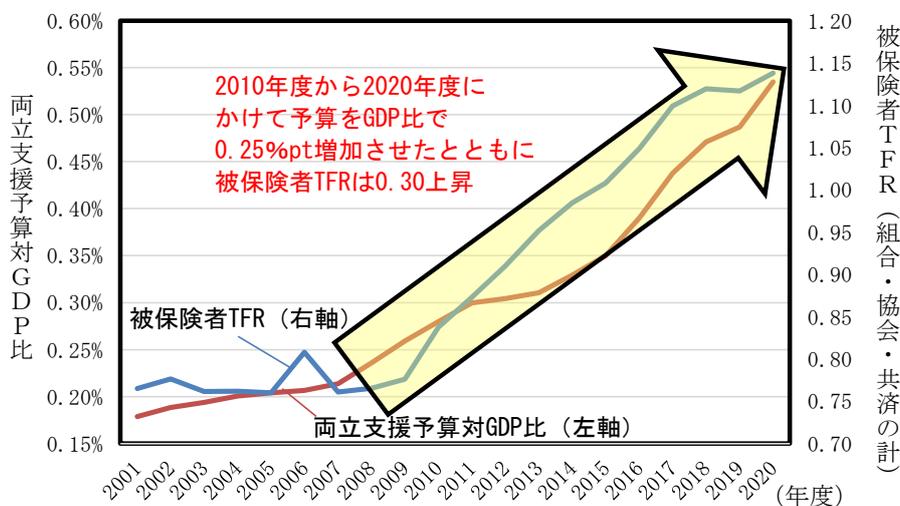
両立支援施策は被保険者 TFR の上昇を大きく牽引する

「たたき台」施策のうち、TFR の上昇効果が特に大きいのが両立支援・働き方関連施策である。**図表2**は、2001年以降の両立支援予算と被保険者 TFR の推移であり、2010年度から2020年度にかけて両立支援予算が大幅増加するにつれ被保険者 TFR も大幅上昇してきた。過去10年間で見られた両立支援予算を GDP 比で 1%pt 増加させることによる被保険者 TFR の上昇効果は 1.18 となり、日本全体の TFR では 0.66 に相当する。この「費用対効果」は後述する現金給付や現物

¹ こども政策担当大臣「[こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～](#)」（2023年3月31日）

給付の各施策よりも大きい。

図表 2：両立支援予算対 GDP 比と被保険者 TFR の推移



(注) 両立支援予算は、3歳未満の保育所および産休育休の税・社会保険からの給付額（地方単独事業を含む）で、社会保障費用統計をもとに大和総研推計。被保険者 TFR は医療保険統計をもとに大和総研推計。
(出所) 各種資料をもとに大和総研作成

「たたき台」施策のうち両立支援・働き方関連施策に係る予算は 0.62～0.66 兆円と推計され、これらが過去 10 年間と同程度の出生率上昇効果を持つと仮定すると、出生率上昇効果は 0.08 となった。

もともと、これまでの両立支援策は、主に女性の働き方を変えようとする施策であったが、今後は男性の働き方を変え、家事・育児の分担比率を変えようとする施策である点が大きく異なる。特に、当初 1 カ月につき育児休業給付金の支給率を実質 100%まで高めることで、男性育休取得率を 2030 年に 85%まで高めるという目標は目新しい。

両立支援・働き方関連施策が出生率の上昇に結び付くのは、それにより女性の正規雇用での就業継続率が高まるためである。現状では家事・育児の負担が女性に偏っているため、正規雇用で働く女性は有償・無償を合わせた総労働時間が長い過酷な状況にある。仕事と育児の両立困難を理由に離職した女性への調査では、「体力・気力がもたなそうだった」からという理由が最多を占めた。男性が 1 カ月以上の育休を取得すると男性の家事育児時間が増加し、女性の負担が軽減されることで、女性が正規雇用での就業を続けやすくなる²。

当社の試算では、民間女性被保険者の就業継続率を公務員並みの水準まで高め、女性就業の「L 字カーブ」解消に至れば、10 年後の民間被保険者の TFR は現在の公務員並みの 1.6 となる（日本全体の TFR は 0.24 上昇する余地がある）³。

² 詳細は、神田慶司・溝端幹雄・和田恵・高須百華・是枝俊悟「[「L 字カーブ」解消の経済効果と課題は？](#)」（大和総研レポート、2023 年 5 月 26 日）を参照。

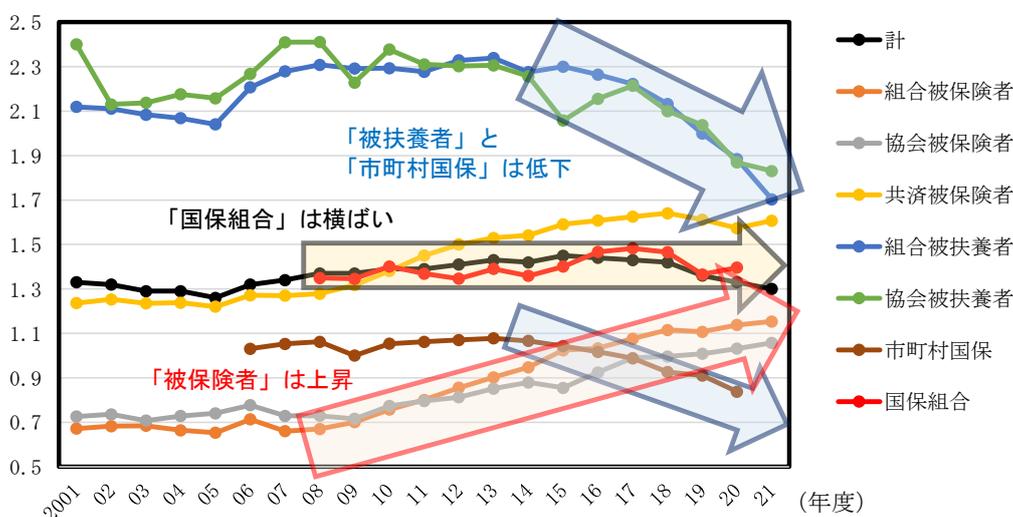
³ 是枝俊悟・佐藤光・和田恵・石川清香「[「次元の異なる少子化対策」として何を実施すべきか](#)」（大和総研レポート、2023 年 2 月 27 日）

非正規雇用者・自営業者向けの両立支援策の整備が急務

また、これまでの「両立支援策」が主に正規雇用女性を対象とした施策であったのに対し、「たたき台」では非正規雇用者や自営業者向けの両立支援策を掲げた点も注目に値する。

図表 3 は、医療保険の属性別の推計 TFR の推移を示したもので、2010 年度から現在にかけて、おおむね被保険者（≒正規雇用女性）の TFR が改善しているのに対し、非正規雇用者を多く含む「被扶養者」および「市町村国保」における出生率は 2015 年度ごろから低下傾向にあり、純然たる自営業者・フリーランスからなる「国保組合」の出生率はほぼ横ばいで推移している。

図表 3：医療保険属性別の推計 TFR の推移



(注) データの制約上、属性により集計対象期間は異なる。

(出所) 各種資料をもとに大和総研作成

育児休業給付は雇用保険に加入して、かつ、妊娠・出産後も就業を継続して育児休業を取得しないと給付を受けることができない。2015～19年に第1子を出産した女性のうち育児休業を利用して就業継続した者は、正社員女性では74.7%であったのに対し、パート・派遣等の女性では23.6%にとどまる⁴。

「たたき台」では、雇用保険の適用拡大により育児休業給付金の支給対象者を拡充する方針を示しており、これが実現すれば、非正規雇用者も育児休業給付を受けられる可能性が高まる。もっとも、特に有期雇用契約者の場合、妊娠した際、労働者が就業継続を希望しながらも、企業が契約更新等を拒否することが少なくない⁵。

この点は、まずは政府として、企業に妊娠を理由とした不利益取り扱いを行わないよう指導を

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」による。

⁵ やや古いデータではあるが、独立行政法人労働政策研究・研修機構「妊娠等を理由とする不利益取扱い及びセクシュアルハラスメントに関する実態調査結果」(2015年実施)によると、妊娠等を理由とする不利益取扱い等の経験率は、正社員が22.3%であるのに対し、派遣労働者では45.3%と高い。

強化する必要がある。これに加えて、出産を機に一度退職した場合も、一定期間内（例えば、子が1～2歳になるまで）に再就職を希望する場合は離職期間を「育休」とみなして育児休業給付を支給するよう制度改正を行うことも考えられる。

自営業者・フリーランスは、育児休業制度に相当するものがない。よって、認可保育所等を利用できるようになるまでの間、子どもの育児のために仕事から離れなければならない場合の減収分の全てを自己負担しなければならず、負担が重い。フランスなど、自営業者に対しても一定の減収を条件に育児休業給付を支給する国もある。しかし、そのためには雇用保険から給付を行う今の日本の育児休業給付の仕組みを大きく組み替える必要があり、実現への難易度は高い。「たたき台」に示された国民年金の育児期間免除制度の導入は、月1.7万円程度の負担軽減にとどまるものの、現行制度の延長でできる範囲で、自営業者・フリーランスに育休給付に相当する所得補填を行う施策と評価できるだろう。

2 現物給付と現金給付の費用対効果と有効な政策

保育・幼児教育への支出をはじめとする現物支出の効果は比較的大きい

続いて、両立支援策以外の少子化対策において、財政支出をどこに・どのように出すのがより効果的であるのかについて、各種の先行研究をもとに考えたい。

まず、支援策の出し方として、現物給付か現金給付かという議論がある。現物給付では保育所の整備等、現金給付では児童手当がその代表例となる。**図表4**は、保育・幼児教育への支出と児童手当に関する先行研究をピックアップしたものである。保育・幼児教育への支出額対GDP比1%あたりの出生率上昇効果は、0.20～0.27程度と比較的高いことが示唆されている。これらを概観すると、支出額あたりの出生率上昇への効果という観点からは、現物給付の方が現金給付よりも大きいとの見方が優勢といえる。

なお、日本でのこれまでの（3歳未満の）保育所の予算拡充は主に定員数（量）拡充が目的であり、「両立支援」としての効果が大きかったため、支出のGDP比1%あたりの出生率上昇効果は0.66と推計された。現在はおおむね量の拡充が達成され、今後の保育所等の予算拡充は保育士の配置基準の改善などの「質」の強化に充てられるため、出生率上昇の効果は諸外国並みの0.20～0.27程度になると想定される。

これに対して、現金給付については、支出額対GDP比1%あたりの出生率上昇効果が0.11～0.25程度と現物給付よりも相対的に低くなっているほか、出生率とは相関性がないとの研究も見られた。これらの研究結果からは、これまで現物給付の規模拡大に注力してきたわが国の少子化対策⁶の方向性は的を射ていると評価できる。今後も現物給付の更なる充実を目指すことが効果的であると期待できよう。

なお、「たたき台」の施策の中には、OECD基準における「家族関連給付」に含まれない給付拡

⁶ 対GDP比では、現物給付が1.08%、現金給付が0.66%（2019年時点、OECD Family Databaseの家族関連支出のデータ）。

充策も多数示されている（**前掲図表 1**における③その他の給付拡充策）。これらの費用対効果については堅牢な実証研究が存在しないが、現金給付と現物給付の性格を併せ持つ給付であることから、その効果は現金給付と現物給付の中間程度と想定される。

図表 4：現物給付と現金給付の効果に関する先行研究

先行研究	対象国	分析期間	GDP1%あたりの出生率上昇効果		その他の主なコントロール変数	
			保育・幼児教育支出	児童手当		
現物給付・現金給付それぞれの効果について分析した研究	Olivetti and Petrongolo (2017)	OECDより22カ国	1970~2010	0.27	(変数に入れていない)	育休期間、育休の給付率
	Luci-Greulich, Thévenon (2013)	OECDより14~18カ国	1982~2007	(幼児教育利用者率につきプラスの効果あり)	0.11~0.22	女性労働力率、出産時給付金
	Haan, Wrohlich (2009)	ドイツ	2000~2006	(変数に入れていない)	0.12	収入、雇用形態
	Gonzalez, Trommlerova (2020)	スペイン	2000~2007	(変数に入れていない)	0.25	中絶件数
現物給付と現金給付の効果を相対比較した研究	元木・篠原・山縣 (2016)	OECDより34カ国	2011	0.20	現金給付につき相関性なし	(単回帰による)
	阿部・原田 (2008)	日本の3234市区町村	1998~2002	保育所整備は同じ財政支出に対して児童手当の4倍弱の効果を持つ		女性賃金、保育所制約

(出所) 各種資料をもとに大和総研作成

児童手当を拡充する場合は、焦点を絞った実施がポイントに

一方、「たたき台」では児童手当の拡充を含む経済的支援の強化がトップに挙げられている。児童手当については、所得制限の緩和や、高校生までの支給対象年齢の拡大に加えて、第2子以降の多子世帯への加算などが、財源も含めて議論の対象となっている。児童手当において、出生率上昇への効果をより高める方策は何だろうか。

現金給付に関する先行研究を概観すると（**図表 5**）、児童手当による出生率上昇の効果は、低所得世帯や第1子の出生時に大きいとされている。まず、児童手当は原則定額給付であるため、低所得世帯ほど給付による所得増加率が大きくなることが影響しているとみられる。現金給付によって所得の増加が期待できる場合に、各世帯においては子どもの数を増やすことのほかに、既存の子どもの養育に関わる質の向上を図るといった選択肢も考えられる。ただし、第1子を持つか否かの意思決定をする際には既存の子どもがいないため、給付の拡充は純粹に子どもの数が増加する方向に政策効果が出やすいと期待できる。

図表 5 : 児童手当等の現金給付の効果に関する先行研究

先行研究	対象国	分析期間	概要
Milligan (2005)	カナダ ケベック州	1991～1996	多子世帯ほどインセンティブの大きい児童手当制度においては、児童手当拡充による費用対効果は第2子において最も高く、第3子において最も低かった。
阿部・原田 (2008)	日本の 3234市区町村	1998～2002	児童手当により所得が増加した際に、養育費が増加することで出生率を抑制する効果は、既存の子供が多いほど大きくなる。そのため児童手当に効果を持たせるためには、手当を累進的に大きくすることが必要となるといえる。
Cohen, Romanov (2013)	イスラエル	1999～2005	特に低所得世帯において、児童補助金の変化に対して有意な出生率の反応がみられる。
Haan, Wrohlich (2009)	ドイツ	2000～2006	初産婦への給付は雇用・出生率の双方にプラスの効果をもたらす。

(出所) 各種資料をもとに大和総研作成

OECDによると、50歳時点で子どもを持ったことがない女性の比率について、日本は27%と先進国では最も大きいことが報告されている⁷。出産や子育ての実現に向けては様々なハードルが考えられるが、個人が1人以上の子どもを希望する場合に、それをかなえるにはまずは1人目を生み育てなければ始まらない。よって、児童手当についても、まずは1人目の出産へのハードルを下げることに焦点を当てるのが、わが国ではより効果的ではないかと考えられる。その方法としては、すでに議論されている支給対象年齢の拡大に加えて、低所得世帯への給付の拡充や負担軽減策が有効となるのではないかと考えられる。

これに対して、すでに子どもがいる世帯について、更に子どもを持つようとする決断をするために必要となる児童手当の金額はより大きくなるとされる。

「たたき台」で示された児童手当における多子加算につき、自民党案として示された規模（第2子3万円/月、第3子以降6万円/月）⁸で所得制限なしで実施する場合、小学生までの加算で年2.10兆円、中高生までの加算であれば年3.35兆円の財源が必要となる。だが、TFRの押し上げ効果は、諸外国並みの効果が生じるとしても0.07～0.15程度であり、多子世帯への効果の通減を考慮すると実際の効果はこの下限近くである可能性が考えられる。

多子加算の実施の是非は、出生率向上のための手段として捉えるよりも、むしろ「多くの子を育てる世帯に対し社会がどの程度報いるべきか」という価値判断の問題といえそうである。

3 財源確保は2段階で実施を

では、大規模な少子化対策実施のための財源をどこに・どの順で求めるのがよいただろうか。結論を先取りすると、図表6に示す通り、まず少子化対策として一定の効果が期待できる施策につき、歳出削減、社会保険料、所得課税・資産課税での確保策をまとめるべきだ。その上で、消費税を用いて「児童手当の多子加算」を行うべきか否か、十分に議論し国民のコンセンサスを形

⁷ 1970年生まれの女性が対象、OECD Family Databaseより。

⁸ 自由民主党少子化対策調査会が示した案。2023年3月14日付日本経済新聞朝刊4面による。

成するという手順が有効と考えられる。

図表6：「たたき台」施策実施の費用対効果と財源調達的手段

主な項目		推定所要額 (兆円)	出生率 上昇効果	費用対効果 (GDP1%あたりの出生率引き上げ幅)	財源調達の手段・順番
①両立支援・働き方関連	男性育休85%目標、育休給付1カ月100%等	0.23	+0.08 (L字カーブ解消に 至れば+0.24)	大 (0.66)	第1弾
	時短勤務の給付金創設	0.07			
	柔軟な働き方の促進	0.02			
	適用拡大による育休給付等の対象拡大	0.24			
	国民年金の育児期間免除制度の導入	0.03~0.07			
児童保育の待機児童の解消等	0.03	合計 0.62~ 0.66			雇用保険 国民年金
②保育・幼児教育	保育士の配置基準の改善	0.10~0.25	+0.01~+0.02	中 (0.20~ 0.27)	第1弾
	保育士の処遇改善	0.08~0.12			
	こども誰でも通園制度の導入	0.05~0.11			
③その他の給付拡充策	子どもの医療費無償化	0.2~0.3	+0.02~+0.05	小~中 (0.11~ 0.27)	第1弾
	出産費の保険適用	ほぼ0			
	学校給食費無償化	0.45			
	公営住宅の優先入居	ほぼ0			
	フラット35の利子補てん	0.10			
	伴走型支援の拡充	0.03			
	給付奨学金の拡充(多子世帯、理工系につき所得上限拡大)	0.04			
	貸与奨学金の減額返還制度の拡充	ほぼ0			
	授業料後払い制度の導入	0.04			
合計	0.86~ 0.96			社会保障費の歳出削減および所得課税・資産課税	
④児童手当の拡充	高校生までの支給年齢拡大	0.38	+0.08~+0.18	小 (0.11~ 0.25)	第2弾
	所得制限の撤廃	0.25			
	多子加算①(小学生までの支給額を第2子月3万円・第3子以後月6万円に増額)	2.10			
多子加算②(多子加算①に加え、中高生の支給額も増額)	1.25	合計 3.97		(コンセンサスを 得た上で) 消費税	
合計	5.68~6.07		+0.19~+0.33 (L字カーブ解消に至れば+0.35~+0.49)		

(出所) 各種資料をもとに大和総研作成

社会保障費の効率化・重点化の努力は継続を

図表7は、これまでのこども関連予算拡大のための財源確保の経緯である。2013年度から2022年度にかけての9年間で、こども関連予算は4.2兆円から8.6兆円へと2倍超に増加した。この増加分4.4兆円のうち、社会保障費の伸びの抑制によって賄われた分が累計で1.6兆円と1/3強を占める。政府は、一般会計予算における社会保障費の総額の増加を(消費税率引き上げとあわせて行う充実分を除き)高齢化による自然増の範囲に収める「歳出の目安」を設けており⁹、これまで、医療・介護などの効率化・重点化により社会保障費の伸びを抑制することで得た財源をこども予算の増額に充ててきた¹⁰。

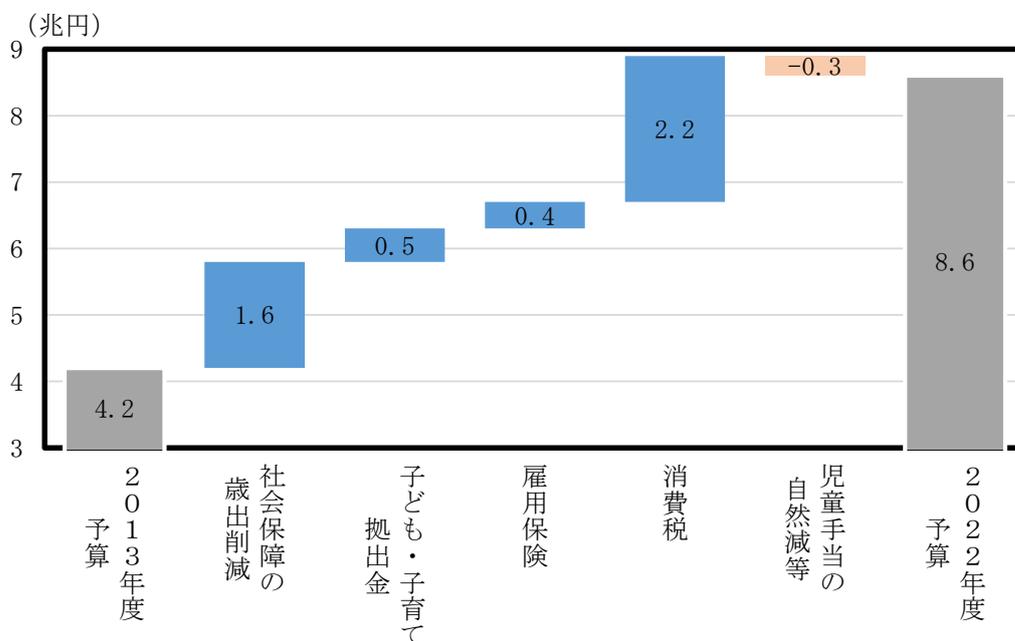
今後のこども予算増額においても、これまで通り、医療・介護などの効率化・重点化による歳出削減の努力を継続し、その削減分はこども予算に充てるべきだろう。これまでの実績を踏まえると、毎年、新たに年0.2兆円程度、5年後に年1兆円程度の歳出削減は達成可能な範囲と見込まれる。この分は、直接社会保険制度の対象とならないが少子化対策として一定程度の費用

⁹ 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2015」(骨太方針2015、2015年6月30日閣議決定)に示されている。

¹⁰ なお、社会保障以外の歳出についてはおおむね現状維持とする(2023年度当初予算では物価上昇率を踏まえて1,700億円増とする)ことを「歳出の目安」とした上で、その「歳出の目安」の範囲内で歳出削減を行うことにより得た財源を2023年度一般会計予算における防衛費の増額に充てている。

対効果が見込める、「③その他の給付拡充策」に充てることが望ましい。

図表 7：2013 年度・2022 年度のこども関連予算とその増加分の財源



(注) こども家庭庁予算＋育児休業給付をこども関連予算とした。

(出所) 財務省「財政各論③：こども・高齢化等」(2023年5月11日、財政制度等審議会財政制度分科会資料) より大和総研作成

消費税はコンセンサスを得た上で児童手当の多子加算の財源に

歳出削減によってもなお不足する財源につき、税で調達すべきか社会保険料で調達すべきかのメリット・デメリットを整理したものが図表 8、各制度の直近での引き上げ時の増収規模につきまとめたものが図表 9 である。

この中で消費税は、(軽減税率を除けば) 経済活動に中立的で、国境調整が行われるために国際競争力を削がないという優位性があり、かつ、高齢者も含め全世代で公平に負担を求められる点で、社会保障の財源として適切である。また、直近の税率 2%pt の引き上げにより 3.4 兆円を調達できていることから、大規模な予算拡大のためには消費税率の引き上げを避けて通れない。だが、その引き上げのための政治的決断は難易度が高く、岸田首相も「消費税の引き上げは考えていないことは再三答弁している。その考え方はいままも変わってはいない」¹¹としている。

大規模な財源を要する「児童手当の多子加算」を実施するならば、丁寧な国民的議論を行い、多くの子を育てる世帯に対し社会がどの程度報いるべきかコンセンサスを得ることが不可欠であろう。

¹¹ 2023年5月9日衆議院財務金融委員会での発言。

図表 8：少子化対策としての社会保険料・税での調達のメリット・デメリット

	社会保険料	税	
		消費税	所得・資産課税 (所得税、法人税、相続税等)
機能	リスクのシェア	所得再分配	
負担と給付の 対応関係	○	△ (社会保障目的税)	×
経済活動への 中立性	×	○	×
世代間の公平性	△ (制度設計次第)	○	△ (制度設計次第)
低所得者への 配慮(逆進性)	×	△ (ライフサイクル全体では中立)	○
政治コスト	○	×	△

(出所) 大和総研作成

図表 9：社会保険料・税の直近の引き上げ時の増収規模

	社会保険料						税			
	雇用 保険	医療 保険	介護 保険	厚生年金		国民 年金	所得税	相続税	法人税	消費税
				本体分	子ども 子育て 拠出金					
直近の引き上げ時の 増収規模(兆円)	0.40	1.09	0.25	0.22	0.04	0.01	0.43	0.24	0.62- 0.70	3.40
直近の引き上げ実施年	2023	2012	2023	2017	2020	2019	2013	2015	(予定)	2019

(注) 医療保険・介護保険の増収規模は協会けんぽの料率引き上げ幅を被用者保険全体に当てはめて算出。

(出所) 厚生労働省、財務省、国税庁より大和総研作成

当面は社会保険料を新たな財源の軸に

一方、社会保険料は、現役世代に負担が偏りやすいことや逆進性が強いというデメリットがあるものの、負担と給付の対応関係が明確であることから国民の納得が得やすく、これまで大きな政治的混乱がなく、毎年の保険料率の改定が行われてきた。「たたき台」に示された施策のうち、社会保険各制度の枠内で実施できる施策の所要財源は1.05～1.44兆円(前掲図表6)であるのに対し、社会保険料率の各制度の直近の引き上げ幅の単純合算値は、2.01兆円(図表9)であり、数年以内の社会保険料率の引き上げ(または適用拡大)で調達可能な範囲内と考えられる。当面、既存の社会保険制度の枠内で実施できる施策について社会保険料率の引き上げ(または適用拡大)によって財源を調達できれば、速やかな施策の実施につなげられるだろう。

なお、「年金保険、医療保険、介護保険という、主に人の生涯の高齢期の支出を社会保険の手段で賄っている制度が、自らの制度における持続可能性、将来の給付水準を高めるために、子育て基金に拠出し、この基金が子育て支援制度を支える」¹²という子育て支援連帯基金を設けると

¹² 権丈善一・権丈英子『もっと気になる社会保障』2022年、勁草書房、p.274より引用

いう発想もあり得る。この場合、例えば医療保険から徴収した保険料を基金に拠出した上で給食費の無償化に充てるなど、各社会保険制度と紐づいていない給付の拡充も可能となる。しかし、負担と給付の対応関係が明確であるという社会保険制度の利点は削がれ、各制度から基金に拠出すべき金額の公平な配分も課題となる。

所得課税・資産課税は逆進性の問題の調整役に

所得課税・資産課税については、一定の政治的困難があるものの、課税最低限や累進税率などにより能力に応じた負担を求めやすいというメリットがある。

例えば、高校生に児童手当を支給するための財源の一部を、現在の高校生の年齢に相当する所得税・住民税の扶養控除の廃止で賄えば、より低所得の世帯ほど現在と比べた手取りの増加額を大きくすることができる。また、児童手当の所得制限撤廃について、低所得者も負担する社会保険料で賄うと高所得者への「逆の所得再分配」になりかねない。高所得者向けの控除縮減や税率引き上げなどで所得制限撤廃の財源を賄えば、高所得世帯内での子どもの有無による水平的公平性を高めるための再分配と位置付けられるようになる。

所得税と法人税はすでに防衛財源としての増税が予定されていることから、追加的な大規模の財源調達は困難であろう。しかし、他の財源とのミックスで考える場合、所得課税・資産課税には社会保険料や消費税の持つ逆進性の問題を調整する役割を持たせることができるだろう。

<参考文献>

- ・ C. Olivetti, B. Petrongolo (2017) “The Economic Consequences of Family Policies: Lessons from a Century of Legislation in High-Income Countries” *Journal of Economic Perspectives*, 31 (1): pp.205-30.
- ・ A. Luci-Greulich, O. Thévenon (2013) “The Impact of Family Policies on Fertility Trends in Developed Countries” *European Journal of Population*, 29 : pp.387-416.
- ・ P. Haan, K. Wrohlich (2009) “Can child care policy encourage employment and fertility?: Evidence from a structural model” *DIW Berlin Discussion Paper*, No.935
- ・ L. González, S. K. Trommlerová (2020) “Cash Transfers and Fertility: How the Introduction and Cancellation of a Child Benefit Affected Births and Abortions” *Economics Working Papers* , No.1967
- ・ 元木愛理・篠原亮次・山縣然太郎 (2016) 「家族関係社会支出の国際比較および合計特殊出生率との関連検討」, 日本公衆衛生雑誌, 63 (7) : pp. 345-354
- ・ 阿部一知・原田泰 (2008) 「子育て支援策の出生率に与える影響: 市区町村データの分析」, 会計検査研究, (38) : pp. 103-118
- ・ K. Milligan (2005) “Subsidizing the Stork: New Evidence on Tax Incentives and Fertility” *The Review of Economics and Statistics*, 87 (3): pp.539-555.
- ・ A. Cohen, R. Dehejia, D. Romanov (2013) “Financial Incentives and Fertility” *The Review of Economics and Statistics*, 95 (1): pp.1-20.